施策評価(令和5年度)

施策評価調書

基本政策 2	生活環境						
目指す姿 1	犯罪・事故のない地域の実現						
幹事部局名	生活環境部	担当課名	県民生活課				
評価者	生活環境部長	評価確定日	令和5年8月31日				

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	1 成衆指標の依沈及の定量的計画										
	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	判定	備考
1	【施策の方向性①】 刑法犯認知件数(件)				前年比減	前年比減	前年比減	前年比減		а	
			2,162	2,382	1,871				105.7%		
	出典:県警察本部調べ	達成率			105.7%						
	【施策の方向性②】	目標			275	300	325	350			
2	犯罪被害者等に対する関心と理解を深めるイベント等への参加者数(人)		250	164	183				66.5%	е	
	出典:県調べ	達成率			66.5%						
	【施策の方向性③】	目標			27以下	27以下	27以下	27以下			
3	交通事故死者数(人)		40	37	33				77.8%	d	
	出典:県警察本部「交通統計」	達成率			77.8%						
	【施策の方向性③】 交通事故重傷者数(人)	目標			200以下	200以下	200以下	200以下	106.0%	а	
4		実績	250	251	188						
	出典:県警察本部「交通統計」	達成率			106.0%						
	【施策の方向性④】	目標			65	70	75	80			
(5)	除排雪団体数(累積)(団体)		46	51	63				96.9%	b	
	出典:県調べ	達成率			96.9%						
6	【施策の方向性⑤】	目標			75	75	75	75	_		
	県・市町村消費生活センターにおける 消費生活相談員の資格保有率(%)		64	67	69				92.0%	b	
	出典:県調べ	達成率			92.0%						

※ 指標の判定基準

a: 達成率≥100% b: 100%>達成率≥90% c: 90%>達成率≥80% d: 80%>達成率≥70% e : 70%>達成率

n: 実績値が未判明

定量的	内評価結果	計算式													
		① a 判定	×	2 個	=	8	点	④ d 判定	×	1	個	=	1	点	
2	2.50	② b 判定	×	2 個	=	6	点	⑤ e 判定	×	1	個	=	0	点	
([。)相当)	③ c 判定	×	0 個		0	点								
` -	14-7	①~⑤の	<u></u>	15 点	. ÷	6	個 (判明済み指標) =	2. 50						

- ※ 指標の判定基準 a:4点 b:3点 c:2点 d:1点 e:0点
- ※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。
- ※ 定量的評価の判定基準

A相当:平均点が3.6点以上 B相当:平均点が3.2点以上3.6点未満 C相当:平均点が2.8点以上3.2点未満 D相当:平均点が2.4点以上2.8点未満 E相当:平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 防犯意識の向上と防犯活動の促進】

- ・ 県民、行政等が連携して子どもの安全確保や犯罪が起こりにくい環境整備に向けた地域安全対策を推進した結果、令和4年の刑法犯認知件数は、令和3年よりも更に減少した(1,871件<△113件>)。
- ・防犯情報紙「いかのおすし通信」等による情報提供や自主防犯活動優良団体への表彰により、防犯に対する意識 の高揚と活動の活性化を図った(情報誌:年3回、各800部、優良団体表彰:2団体・1個人)。

【施策の方向性② 犯罪被害者等への支援】

- ・ 犯罪被害者週間(11/25~12/1)に合わせて「県民のつどい」を開催し、犯罪被害遺族の講演を行うなど犯罪被 害者等支援の重要性に関する県民の理解を深めた(会場:秋田市、参加者:129人)。
- ・ 秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき研修会を開催し、総合的な対応窓口である市町村担当者の技能の習得を支援したほか、地域振興局、県警、(公社) 秋田被害者支援センター等との連携強化を図った(各機関から54人参加)。
- ・性暴力被害者に被害直後の相談から総合的な支援をワンストップで提供している「あきた性暴力被害者サポートセンター」において、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止に取り組んだ(相談件数178件<+112件>)。
- ・ 県内の小中学校等を対象に、児童生徒が犯罪被害者遺族の講演を聴講することにより、罪を犯してはならないという規範意識の向上と犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため「命の大切さ教室」を開催した(10校、聴講者延べ数1,354人)。

【施策の方向性③「人優先」を基本とした交通安全対策の推進】

- ・ 高齢者の事故防止を図るため、交通事故防止のテレビCMを放送したほか、関係機関・団体と連携し、高齢者が参加するイベントなどで反射材着用啓発リーフレットと反射材を配布し、着用の促進を図った(参加イベント: 老人クラブ大会及び文化祭)。また、民生委員の協力を得て、高齢者宅への反射材配付及び事故防止に関する注意喚起を行った。
- ・ 横断歩道における歩行者優先(歩行者ファースト)を徹底させるため、横断歩行者等妨害等違反の取り締まりを 強化するとともに、県内全14警察署で高齢ドライバーに対してドライブレコーダーを無料で貸し出し、録画した 映像を基に担当署員が運転を個別指導する取組を行った(平成30年9月開始、令和5年3月末現在77人利用)。
- ・ 運転疑似体験型集合教育装置 (KYT) を用いた集団指導による危険予測訓練を実施した(25回)。

【施策の方向性④ 総合的な雪対策の推進】

- ・地域における除排雪の課題を解決するため、県北、県央、県南に各1人の支援員を配置し、高齢者世帯等の除排 雪活動を実施する地域団体の立ち上げや既存団体の体制・連携強化の取組を支援した(設立6団体)。
- ・ 雪下ろし等による事故防止のため、SNSの活用やチラシ等の配布など、様々な広報媒体による安全な除排雪の 普及啓発に取り組んだほか、各地域振興局で県警や消防等と協働し、安全な雪下ろしに関する講習会を開催した (開催回数18回、参加者288人)。
- ・関係業界団体(3団体)の協力を得てアンケート調査を実施し、雪下ろし協力業者を17者確保するとともに、主要市町村(4市)と意見交換を行いながら、想定外の大雪時でも対応できるように雪下ろし業者を他地域に派遣する仕組みの改善に向けて取り組んだ。

【施策の方向性⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止】

- ・ 県相談員の各種研修会への参加(延べ39人)、市町村相談員対象の研修会の実施(2回)、市町村が行う相談体制の整備等に対する支援(12市町村)などにより、県内の消費生活相談体制の充実強化を図った。
- ・ 高齢者の特殊詐欺等被害を防止するため、テレビCMやバスの車内放送による注意喚起のほか、県警・市町村・ 社協・民生協・生協等の関係機関等と連携し、啓発リーフレットを配布(80,000部)した。
- ・自立した消費者の育成を目指し、若年者向けに啓発リーフレット (80,000部) の配布やウェブ広告を実施したほか、小学生向け金融教育冊子 (9,740部) の配布、各種出前講座の実施等による消費者教育の推進を図った。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由							
	成果指標の達成率を基にした定量的評価は2.50で「D相当」であることから、総合評価は「D」とする。							
D	【定性的評価として考慮した点】 ・							

5 主な課題と今後の対応方針

施策の 方向性	エな味感こうは の が心力を 課題	今後の対応方針
1	○ 平成14年以降、刑法犯認知件数は全国最少レベルにあるが、子どもへの声かけ事案等は依然として多く発生しており、誘拐などの重大事案に発展することも懸念される。また、子どもの安全確保に向けて見守り活動を各地域で行っている自主防犯活動団体数の減少や活動員の高齢化が進んでいる。	○ 引き続き、地域を中心とした防犯活動を推進するため、安全・安心まちづくり担当者会議等を通じて、自主防犯活動の推進、環境整備の促進を図る。また、自主防犯活動団体の活動状況の積極的なPRや活動情報の共有を図るとともに、優良団体の表彰により活動員の意欲の向上を図り、活動の活性化と活動員の確保につなげていく。
2	○ 性暴力については被害が潜在化しやすく、相談に踏み出せないケースがあると言われている。	○ 引き続き、性暴力被害者サポートセンターの運営等を行い、その周知や関係機関との連携に取り組んでいく。
	○ 犯罪被害者等が置かれた状況を知る機会は限定的であり、支援に関する県民の理解が十分とは言えない。	○ 犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復及び犯罪被害者等を 温かく見守り、支援する社会の形成を図るため、引き続 き、各種広報媒体の活用やイベントの開催により周知・啓 発活動に取り組んでいく。
3	○ 交通事故死者数に占める高齢者の割合が63.6%と全 国平均を上回っており、うち、歩行中の死者が8人 (38.1%)と8年連続で最も高い割合となってい る。	○ 引き続き、老人クラブ文化祭等の高齢者が多く集まる機会を捉えて、反射材の配布とその着用効果の周知を行い、反射材着用を促す。また、テレビCM放送等により、「歩行者ファースト」意識の浸透を図っていく。さらに、高齢者を訪問する機会が多い民生委員に協力を依頼し、反射材の配布や事故防止の注意喚起を行う。
	○ 交通事故の発生件数は減少しているものの、毎年 100件を超える自転車の関係した事故が発生してい るほか、高齢者の自動車運転免許証自主返納等によ り自転車利用機会の増加が見込まれる。	○ 「第11次秋田県交通安全計画」及び「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発活動をする中で、法令遵守や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入を働きかけていく。また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことから、交通事故被害の軽減のためにも、関係機関・団体と協力しながら自転車利用時のヘルメット着用の普及啓発を実施していく。
4	○ 人口の減少、少子高齢化の進行等により地域の支え合い(共助)の力が弱まっており、除排雪の担い手が不足してきている。	○ 引き続き、地域における住民同士の支え合いを基本とした 除排雪団体(共助組織)の立ち上げや既存団体の活動継続 を支援するとともに、雪下ろし等安全講習会や損害保険会 社等の協力による除排雪作業中の高齢者等に対する声かけ やチラシの配布などで、事故防止を注意喚起する。
	○ 降雪量によっては業者へ派遣依頼がないなど、業務量が安定しないため、大雪時に他地域へ派遣可能な雪下ろし協力業者の一定数の確保が困難となることが懸念される。	○ 令和3年度に構築した、雪下ろし業者を他地域に派遣する 仕組みを検証するとともに、引き続き業界団体の協力を得 ながら、協力業者の確保に努める。
5	○ デジタル化の進展などにより、通信販売等のトラブルが増加している。また、事業者の広域化により紛争解決が困難になるなど、消費者問題が複雑化・多様化している。	○ 消費生活相談員の資格取得推進や研修の受講・実施による スキルアップを図り、相談体制の強化に努める。
	○ 成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害の発生・拡大、高齢者世帯の増加に伴う高齢者の消費者被害の増加のほか、全世代において特殊詐欺被害の深刻化が懸念されている。	○ 「第2次秋田県消費者教育推進計画(令和2~6年度)」 に基づき、関係機関との連携を強化しながら、若年者・高 齢者への消費者教育・啓発活動を強化するほか、各年代に 対する消費者教育を推進し、被害に遭わないための「自立 した消費者」の育成を目指す。

6 政策評価委員会の意見 自己評価「C」について、成果指標の達成状況等を踏まえ、再点検すること。 ※「C」から「D」に修正。